

忍者史料をひもとく⑤ 忍びの代替わり

日本遺産に認定されている甲賀忍者。その特徴である「リアル忍者」を根拠づける古文書を紹介するシリーズの第5回目です。今回のテーマは「忍びの代替わり」です。

代替わりは、今でいう相続に近いものですが、江戸時代のそれは、身分や立場によっていろいろな作法があり、手続きが必要でした。もちろん、忍びたちも例外ではありません。今回は尾張藩の「甲賀五人」を例にみていきます。

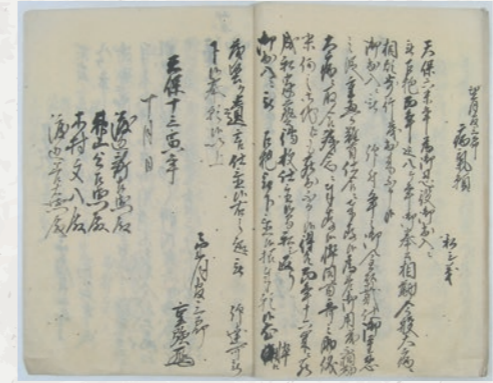
天保13年（1842）10月、尾張藩の「御忍役」を勤めて8年目の望月官三郎は、大病を患っていました。幸い16歳になる息子の哥之助にあらかじめ「家芸（忍術）を伝授してあったので、ともかく息子への代替わりを進めました。

彼はまず、同僚である渡辺新左衛門・神山与左衛門・木村文八・渡辺善右衛門の4人に「病氣願」を提出して承認を得ています。その上で、その4人から藩士の徳光・天野・雑賀・都筑の4名、及び甲賀五人頭である木村奥之助に届け出るという手

続きを踏んでいます。

ところで、藩の職は、家柄だけではなく勤続年数や職歴によって割り当てられることが多かったのですが、甲賀者は職を直接世襲する、言い換えれば家と職の代替わりのタイミングが致しており、甲賀者に共通する少し特殊な要素となっています。

今回紹介した事例は、報告書「甲賀者忍術伝書」（2018年）に掲載されています。他の忍びの家は世襲制だったのか、他に世襲の職務があったのかなど、調べてみるのも面白いかもしれません。



▲忍びの代替わりの記録

問 歴史文化財課 調査普及係 ☎ 69-2250 ☎ Fax 69-2293

どうする？ わが家のこれから
空き家にしないためのヒント

vol.2 相続登記をしないとどうなる？

土地や建物には、それぞれ所有者の名前が記載された「登記事項証明書（登記簿）」があります。名義人が亡くなると、その名義を相続した人へ変更しなければなりません。



POINT

令和6年4月から相続登記が義務化されています。

詳しくはこちら
(法務省ホームページ)

- 相続登記をせずに放置してしまうと・・・
- 相続人が世代を重ねるごとに増えていく
 - 手続きにかかる費用や時間が増える
 - 売却や貸し出し、解体がすぐにできない

早めに司法書士へ相談しましょう！

相続登記や権利関係の整理は複雑な場合があります。不安な点があれば、早めに司法書士へ相談することをお勧めします。

滋賀県司法書士会HP

イベント 空き家の相続などに関する相談会開催！〈事前予約制〉

法律や不動産売買の専門家へ空き家に関するお悩みを無料で相談できます。

日時 8月9日(日)9時30分～12時 場所 市役所別館1階 会議室101

詳しくは P22へ

問 住宅建築課 空家対策係 ☎ 69-2214 ☎ Fax 63-4601

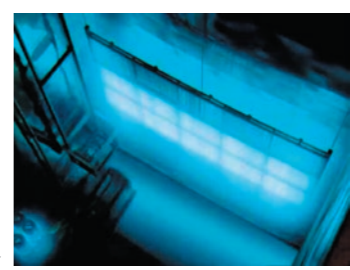
地域を支える企業
甲賀市消防団協力事業所

株式会社コーガイソートープ
甲賀町神保53-6
代表取締役社長：
松山 晃彦

放射線照射事業を通じ、顧客の繁栄と社会に貢献

コーガイソートープは、放射線を利用したガンマ線照射サービス、微生物試験サービスを提供する「西日本で唯一の会社」です。具体的には、医療機器、医薬品、包装材料などの製品にガンマ線を照射し、微生物を死滅させ、滅菌・殺菌を行う「滅菌に関するトータルサービス」であり、様々な分野で利用されています。

私たちは、40年以上にわたり培ってきたノウハウと実績をもとに、皆様の健康と安全に貢献しています。



ガンマ線を照射する装置 (コバルト60)

安全管理は全てに優先

経営理念の一つである安全管理については、事故を発生させない仕組みづくりやシステムの導入、自然災害の発生を想定した「衛星電話の使用、放射線施設の異常確認」といった訓練の実施、地域の消防署・警察署との連携など、非常時対応に備えています。

また、毎年実施している避難訓練・火災訓練では、放水活動や消火器操作について、在籍している現役の消防団員や消防団経験者による指導も交えながら訓練を行い、社員全員が防災を意識し、非常時に適切に行動できるように実施しています。



問 危機管理課 消防係 ☎ 69-2104 ☎ Fax 63-4619